

七月会会則

1991年2月25日制定

1992年7月10日改定

2001年7月13日改定

(名称)

第一条 この会は七月会という。

(目的)

第二条 この会は懇親会を通じ、会員の動向の連絡、意見の交換等によって会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第三条 この会の会員は早稲田大学(大学院を含む)において学んだ者で環境・設備に係わっていて、会の目的に賛同するものとする。

(懇親会)

第四条 懇親会を原則として毎年七月に開催する。

(会費)

第五条 会員は毎年、懇親会に出席する際、会費を納入する。

(会員名簿)

第六条 第二条の目的を達成するために、会員名簿を作成する。

(会の役員)

第七条 この会には会長をおく。必要に応じて、名誉会長、副会長をおくことができる。

(会の運営)

第八条 この会を運営するために会長が指名した世話人会を置く。

(会則の変更)

第九条 この会の会則の変更等は懇親会(総会)で行なう。